

会 則

おだわら環境志民ネットワーク会則

(名称)

第1条 この会は、おだわら環境志民ネットワーク（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、小田原の美しく豊かな自然を守り育て、「自然豊かな小田原で暮らせる喜び」を感じられる地域を未来の子どもたちに引き継ぐために、環境保全活動に取り組む団体、企業及び個人の連携協力体制を築く。また、2030年までに、多様な主体の連携により環境保全活動の促進へつながる循環の仕組み「地域循環共生圏」の構築に係る主たる担い手を目指す。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 環境活動に取り組む団体、企業及び個人が連携協力体制を築く上で必要不可欠となる情報交換及び共通理解のための機会の提供
- (2) 小田原の環境活動を深く印象付けることのできる象徴的な協働事業の企画及び実施
- (3) 会員等による環境活動に関する相談支援
- (4) 小田原における自然環境及び自然を守り育てるための活動の調査研究
- (5) 他地域における先進的な環境活動の調査研究
- (6) 環境学習、エコツーリズムその他地域の自然環境及び自然を守り育てるための活動の必要性を伝えるための事業
- (7) 会員の活動及び会員間の連携協力による協働事業を広く周知し、活動への新規参加や協力を促すことを目的とした広報
- (8) その他、本会の運営にあたり必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同して会員となる団体、企業及び個人をもって構成する。

2 本会の会員になろうとする者は、様式第1の入会届を会長に提出するものとする。

3 第6条の規定により除名され、当該除名の日から3年を経過しない団体、企業又は個人は、会員になることができない。

(資格の喪失等)

第5条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき

- (2) 死亡したとき
- (3) 団体又は企業が解散や廃業をしたとき
- (4) 次条に基づき除名されたとき

2 会員は、退会しようとするときは、様式第2の退会届を会長に提出するものとする。

(除名)

第6条 役員会は、会員が次のいずれかに該当するときは、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、あらかじめ弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき
- (2) この会則に違反する行為があったと認められたとき

(役員の種類及び選任)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長2名
 - (3) 理事若干名（会長、副会長を含む）
 - (4) 監事2名
- 2 役員は、総会において会員の互選により定める。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、別表のとおりとする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充または増員された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 4 役員が辞任した場合は、原則として補充する。ただし、補充される役員の残任期間が短い場合（目安として1年未満）や、本会の運営や事業執行等に係る支障が発生しない場合など、役員会で補充の必要性が低いと判断された場合は、この限りではない。役員を補充する場合、その方法は役員会で協議のうえ決定し、選出は通常総会または臨時総会で議決する。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 通常総会は、事業年度ごとに1回、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員の

3分の1以上から請求があったとき、これを開くものとする。

4 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選出にすること
- (2) 事業計画及び事業報告にすること
- (3) 予算及び決算にすること
- (4) 会則の改廃にすること
- (5) その他、本会の重要事項として会長が必要と認める事項

(総会の議決等)

第11条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(役員会)

第12条 役員会は、役員をもって構成する。ただし、会長が必要と認める者である場合は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

2 役員会は、会長がこれを召集し、その議長となる。

3 役員会は、役員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

4 やむを得ない理由のため、役員会に出席することができない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項及び第13条の規定の適用については、出席した役員とみなす。

5 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行にすること
- (2) 総会に提案すべき事項にすること
- (3) 予算の補正にすること
- (4) 会員の除名にすること
- (5) 実行委員会の設置及び廃止並びに運営にすること
- (6) 総会で委任された事項にすること
- (7) その他、役員会において必要と認める事項

(役員会の議決等)

第13条 議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(実行委員会)

第14条 役員会は、第2条の目的を達成するために、実行委員会を設けることができる。

2 実行委員会の長は、会長が任命する。

3 実行委員会は、会員の中から希望する者をもって構成する。また、必要に応じて会長が委嘱する者も含める。

4 実行委員会は、必要に応じて実行委員会の長が招集する。

5 実行委員会の廃止については、役員会の承認を要する。

6 実行委員会は、第3条に掲げる具体的な事業を実施する。

(顧問)

第15条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の運営に必要な知見を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関し重要な事項について、会長の求めに応じて助言を行い、又は役員会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第16条 本会は、事務局を小田原市環境部環境政策課に置く。

2 事務局長は、環境政策課長がこれにあたる。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第18条 この会則の施行について必要な事項は、会長が役員会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成28年3月28日から施行する。

(会員に関する特例)

2 本会の設立時の会員は、第4条の規定にかかわらず、別紙1のとおりとする。

(総会に関する特例)

3 この会則に基づき最初に開催される総会は、平成28年4月1日に開催されたものとみなす。

(顧問に関する特例)

4 本会の設立時の顧問は、第15条の規定にかかわらず、別紙2のとおりとする。

附 則 (令和4年5月25日総会)

この会則は、令和4年5月25日から施行する。

附 則（令和5年5月19日総会）
この会則は、令和5年5月19日から施行する。

別表（第8条関係）

| | |
|----------|---|
| 各役員の職務一覧 | |
| 会長 | 本会を代表し、その会務を総理する。 |
| 副会長 | 会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 |
| 理事 | 本会の目的達成に向け、各分野の専門的な知見等を基に物事を分析・整理し、会則に掲げる事業の推進に寄与する施策提案・協議を行う。 |
| | <p>そだてる事業担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担当事業の準備や運営等を行う。 2 担当事業について会員や市民が幅広く参加できる仕組みや内容を検討し、交流や連携の裾野を広げる。 3 次世代の人材育成に向け、そだてる事業における事業計画と収支予算の案を作成する。 |
| | <p>つながる事業担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報交換会やその他事業の運営等を行う。 2 会員や市民からの総合相談窓口として対応する。内容によって、各事業の担当理事へつなげる。 3 相談支援体制の構築に向け、つながる事業に係る事業計画と収支予算の案を作成する。 |
| | <p>うみだす事業担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会員や市民、他地域が行っている担当事業の取組情報を収集する。有益な情報・知見は、情報交換会やメール等で会員に共有する。 2 担当事業の取組について会員や市民からの相談を受け付け、解決に向けた対応策の検討を行う。 3 環境と経済の好循環に向け、うみだす事業に係る事業計画と収支予算の案を作成する。 |
| 監事 | 本会の会計を監査する。 |

※各事業担当は、1 から 3 までの内容調整を事務局と行う

様式第 1 (第 4 条関係)

おだわら環境志民ネットワーク 入会届

(宛先) おだわら環境志民ネットワーク 会長

申込日： 年 月 日

本会の目的に賛同し、会員として入会を申し込みます。

| | | |
|----------------|---|------------------------------------|
| 会員区分 | <input type="checkbox"/> 団 体 (非営利法人含む) <input type="checkbox"/> 企 業 <input type="checkbox"/> 個 人 | |
| 組織名又は氏名 | | |
| 団体・企業会員 の場合 | 代表者 | <small>しめい</small> (氏名) (役職) |
| | 担当者 | <small>しめい</small> (氏名) (役職・所属) |
| | 所属人数 | 名 |
| 主な活動・事業内容 | <small>※活動・事業を紹介する HP 等がある場合は URL をご記入ください</small> | |
| 住所 | (〒) <small>※団体・企業会員は、担当者事務所の所在地をご記入ください</small> | |
| 電話番号 | <small>※団体・企業会員は、担当者の電話番号をご記入ください</small> | |
| e-mail | <small>※団体・企業会員は、担当者の PC アドレスをご記入ください</small> | |
| SNS | <small>※周知が可能な SNS とアカウント名をご記入ください</small> | |
| 情報公開範囲 | 電話番号： <input type="checkbox"/> 一般公開 <input type="checkbox"/> 会員間限定 <input type="checkbox"/> 非公開 e-mail : <input type="checkbox"/> 一般公開 <input type="checkbox"/> 会員間限定 <input type="checkbox"/> 非公開 <small>※希望の取扱に印をつけてください</small> | |
| 本会で取り組みたいこと | | |

※上記内容に変更があった場合は、速やかに事務局までご連絡ください

様式第2（第5条関係）

おだわら環境志民ネットワーク 退会届

（宛先）おだわら環境志民ネットワーク 会長

申込日： 年 月 日

本会を退会したいので、下記のとおり申し出ます。

| | |
|--------|--|
| 退会する者 | |
| 退会する理由 | |

別紙1（附則第2条関係） 本会の設立時の会員

【団 体】

小田原市環境ボランティア協会

和留沢わくワーク村実行委員会

ブリの森づくりプロジェクト

小田原山盛の会

小田原森のなかま

日本野鳥の会・サシバプロジェクトチーム

美しい久野里地里山協議会

金次郎のふる里を守る会

曾我山応援隊

めだかサポーターの会

【企 業】

株式会社T-F O R E S T R Y

有限会社小田原植木

F M小田原株式会社

【個 人】

鈴木 博晶

志村 成則

石戸谷 博範

瀬戸 正功

田先 啓

播摩 信之

別紙2（附則第4条関係） 本会の設立時の顧問

小田原市長

鈴木 博晶（元・環境（エコ）シティコーディネーター）

西島摩瑳頭（小田原市環境ボランティア協会 会長）